

# 憲法第八九條の解釈について

昭和二四年二月一日

法務調査意見長官 兼子一 回答  
連絡調整中央事務局次長 木村四郎七照会

## (要旨)

憲法第八九條にいう「公の支配」に属しない事業とは、その事業の構成、人事、内容および財政等について公の機関から具体的に発言指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいう。

## (参照条文)

### 憲法第二〇條

信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 憲法第八九條

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對して、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

### 学校教育法第八五條

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

地方自治法第二一二條(昭和二三年七月二〇日法律第二二二号改正後) 普通地方公共團體の財産又は營造物は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、その利用に供してはならない。

### 地方自治法第二三〇條

普通地方公共團體は、宗教上の組織若しくは團體の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、公金を支出してはならない。

昭和二十四年二月十一日

法務調査意見長官 兼子 一

連絡調整中央事務局次長 木村四郎七股

地方自治法第二一二條ならびに憲法第八九條の解釈に関する件

昭和二十三年十一月四日時左記問題に関する貴廳第二部長の照会に対し、当職は左のとおり意見を回答する。

一、問題

- (一) 憲法第八九條の立法趣旨特に「公の支配に属しない」とは如何なる意味であるか。
- (二) 官公立の学校の施設を宗教団体、公の支配に属しない慈善団体、文化団体等の講演会等に使用させることは適法であるか。またはこれを適法とする条件如何。

二、回答

(一) 憲法第八九條は、その前段において宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、後段においては公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対してそれぞれ公金その他の公の財産を支出し、もしくは利用に供してはならないと定めている。先ず前段においてその立法趣旨を考察するに、憲法第二〇條は信教の自由を保障するとともに、國およびその機関の宗教的活動を一切禁止するなど政教の分離を宣言している。この政教分離の原則は、当然國家の宗教団体に対する援助の禁止を含むものであつて、憲法第八九條前段の規定はその旨を財政面から明確にしているものである。次に、同條後段の規定は左に述べる旨に出するものと解する。一般に慈善教育もしくは博愛の事業は、これを民間人が行う場合、つとめて公の機関からの干渉や制肘(注 せいちゅう)を排して民間人たる事業者自身の創意と責任とにおいて従つてその者自身の費用をもつて行われるべきものである。またこれらの事業はややもすれば特定の宗教や社会思想等に左右され易い傾向があることはその性質上充分認めるところである。勿論このような傾向自体を好ましくないというものではないが、このような傾向にある事業に対して公の機関が援助、特に財政的援助を與えることは次にのべるような種々の弊害の原因を生むに至ると考えられる。すなわち、公金がこれらの事業を援助するという美名の下に濫費されること、公の機関がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を與えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さてはこれらの事業が時々の政治勢力によつて左右され事業の本質に反するようになること等がそれである。こうした事態は回避せねばならないので憲法はこれらの事業に対する公金その他の公の財産の支出、利用を禁止しているのである。これに反して、これらの事業のうちには官公立のものも存在しているように公の機関がこれらの事業を行うことは何等差し支なく、さらに公の機関が自ら事業を行つているような実質を具えているものの場合にあつて

は、これに対して援助を與えることは格別支障もないところである。この故に憲法は「公の支配」に属しないこれらの事業に限って公金の支出等を禁じているのである。

右に述べた趣旨からすれば、憲法第八九條にいう「公の支配」に属しない事業とは、國または地方公共團體の機関がこれに対して決定的な支配力を持たない事業を意味するのであると解する。換言すれば、「公の支配」に属しない事業とは、その構成、人事、内容および財政等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいうのである。

(二) 憲法第八九條は公の財産を宗教團體等の利用に供することも禁止しているが、あらゆる公の財葉の利用を禁止しているものであろうか。例えば、宗教團體が公道をその行事に、公の支配に属しない慈善事業がその事業のため國有鐵道を一般人と同様の條件で利用することはできないのであるか。公道は國民が營造物を利用するときのように契約によることもなく、また公共物使用権という権利に基く使用の場合のように使用権の結果としてでもなく、廣く國民に対し自由に使用させることを本來の目的としているものである。また現在の國有鐵道は私人も行いうる企業を國が經營してのものであつて、國民は何人も自由にこれを利用するのである。しかしてこれらを利用させることは、別にその利用者を援助することにはならない。従つて宗教團體等に対しこれらの財産、換言すれば直接公共の用に供し、あるいは企業用に用いられる公の財産を利用させることは、これを憲法が禁止しているものではない。ところが官公立学校の施設はいわば公用財産に属するものであつて、学校の施設等の利用は一般人に廣く認められているものでなく、公共のためという特定の條件あるときにつてその利用を認めら 極められているに過ぎない。(学校教育法第八五條)。この場合特定の私人に対しその利用を認めることは、利用者に対し何等かの意味で援助を與えることになるのであるから、憲法第八九條はこのような利用を禁止しているものと解すべきであらう。従つて、宗教團體等に対し官公立学校の施設を利用させることは許されないとわねばならない。

しかし乍ら、公の機関の主催にかかわる公共のための講演会(宗教的活動を除く)等に慈善團體、教育團體等が加わつており、あるいは文化團體のうち例えば音樂文化團體等慈善教育もしくは博愛の事業でないものが公共のために講演会、音樂会等を行う場合はこの限りでない。けだし前者は、公の機関の行事であるからであり、後者は、行事の主体が憲法第八九條を適用されるものでなく、しかもその行事が公共のために行われるものの場合には、学校教育法第八五條が官公立学校施設の利用を認めているからである。

〔二行第五三号〕

昭和二三年一月四日

連絡調整中央事務局第二部長  
法務總裁官房長殿

地方自治法第二十二條ならびに憲法第八九條の解釈に関する件

今般第一軍團軍政部係官から京都連絡調整事務局に対し公立学校の建物を放読後あるいは休日等学校の業務の妨げとならない時間に宗教懇談会等に使用せしめることは地方自治法第二十二條に違反するかどうか、日本側の権威ある見解を聞きたい旨申出があつた。については憲法第八九條、地方自治法第二十二條および学校教育法第八五條等の規定との関係において左記の諸点について貴廳御意見至急御回示俱わしたい。

記

(一)憲法第八九條の立法趣旨、特に「公の支配に属しない」とは如何なる意味であるか。

(二)官公立の学校の施設を宗教団体、公の支配に属さない慈善団体、文化団体等の講演会等に使用させることは適法であるか。またはこれを適法とする條件如何。